

平成23年10月10日

ヘルパーステーションだいとう ケアレポート No26

ヘルパーステーションだいとうのケアレポートNo26をお届けします。

今回は昨年度中に当事業所で発生した「緊急時訪問介護加算」の報告をお届けします。

「緊急時訪問介護加算(100単位/回)」とは、サービス提供責任者について、特に労力のかかる緊急時の対応を評価したものです。

以下の条件を満たすような状況の場合に算定されます。

算定可能な要件：居宅サービス計画に位置付けられていない。身体介護のみが対象で、利用者又はその家族等からの要請で24時間以内にサービス提供を行った場合に1回の要請につき1回限り算定可能

注意事項（要約）

- ① ケアマネジャーが、サービス提供が必要と判断した場合に算定可
- ② やむを得ない事情により緊急にサービス提供（身体介護のみ）が行われ、事後にケアマネジャーによって、必要と判断された場合も算定可
- ③ 所要時間はサービス内容に応じた標準的な時間とすることは可能
- ④ 1月のうちに頻繁に算定されることは考えにくく、ケアプランを見直す。
- ⑤ 利用者又はその家族等から24時間以内にサービス提供を行った場合 1回の要請につき1回限り算定可能

想定されるケースとしては、

- a. 室内の移動時の転倒等で移動移乗の介護が家族では対応できない場合
- b. 体調不良で、救急車を呼ぶほどではないが、急な通院介助が必要な場合
- c. 通常は家族がおむつ交換しているが、尿漏れ、便漏れがひどく家族では対応できなくなった場合

などがあげられます。

ヘルパーステーションだいとうでの平成22年度の実績は以下の通りです。

緊急時訪問介護加算の算定：14例

内訳は

- a. 室内の移動時の転倒等：6例
- b. 体調不良で、急な通院介助：1例
- c. おむつ交換が、家族では対応できない：7例

名称は「緊急時訪問介護加算」ですが、救急車を呼ぶような医学的な緊急事態は想定しておらず、介護の面で計画的な訪問ではなく急に身体介護が必要になる状況を想定しています。これまでは要請に対して依頼を断る事態はありませんでした。そんなに頻回に利用されるものではありませんが、夜間や休日のこともありますので、本人やご家族にとって安心できるしくみのようです。

夜間にトイレに行こうとして転倒してベッドに戻れなくなった例がありますが、冬場の寒い時期に動けなくなって床にじっとしてヘルパーの訪問を待っておられましたが、寒さによる身体のダメージだけでなく、精神的にも不安でつらかったことを語られました。

また、いつも家族でおむつをされていましたが、その時に限って下痢便が大量にでてシーツや布団やパジャマが汚れて対応できず、途方にくれておられる例もありました。

いずれの場合も素早く対応することが肝要で、できるだけ早く安心を回復することが在宅療養を継続させることにとって大切です。

課題があります。このしくみの利用頻度が高い場合には、サービスの提供方法に問題があるかもしれません。その場合はケアプランの見直しを行います。排泄ケアに関しても、排泄時間が決まっているわけではないので、事前に計画を立てることが困難です。また、事前に想定されにくい事態も多々ありますが、緊急訪問した際に鍵がかかって自宅に入れられないことも想定されます。緊急時の対応については必要に応じてもう少しきめ細やかに取り決めを行う必要があります。あらためて相談しましょう。